

会員各位

平成30年10月5日

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

鎌倉市より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

鎌市健第2527号

平成30年10月4日

関係機関 各位

鎌倉市市民健康課長
(公印省略)

旧優生保護法に関するお問い合わせ先の案内配布について (依頼)

日頃から本市の健康づくり事業につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課から「旧優生保護法に関するお問い合わせについて」の案内配付の依頼がきました。つきましては、チラシの配付についてご協力いただきたく、依頼申し上げます。

担当

鎌倉市市民健康課 三島

電話 0467-61-3944 [直通]



が疾対第 2838 号
平成 30 年 9 月 20 日

各市町村担当主管課長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長
(公印省略)

旧優生保護法に関するお問い合わせ先の案内について (依頼)

このことについて、県民向けのチラシを作成しましたので、別添のとおりお送り
します。

つきましては、チラシの掲示・配布や、当事者や御家族の方への御案内等、御協
力の程お願いします。

なお、当事者の方がご高齢になられていることを踏まえ、貴市町村関係部署にお
いても、チラシの掲示・配布に御配慮いただきますようお願いいたします。

問合せ先

精神保健医療グループ 小林

電話 (045)210-1111 内線 4729

ファクシミリ (045)210-8860



神奈川県

旧優生保護法に関するお問い合わせについて

神奈川県では、旧優生保護法についてのお問い合わせを受け付けています。

○ 電話とFAXでの受け付け

担当課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
電話番号	045-210-1111 内線 4729
FAX	045-210-8860
受付時間	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで（年末年始、祝日を除く）

○ 県ホームページからの受け付け

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課のお問い合わせフォームをご利用ください。

こちらは、システムのメンテナンス等を除き、原則24時間ご利用いただけます。

アクセス方法

- 下記 URL を直接入力

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1383>

- 検索サイトで「神奈川県 旧優生保護法 お問い合わせ」と検索

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588

電話 045-210-1111 内線 4729